

○15 番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は大きく 3 点です。1、学校飼育動物の生命の尊重と、動物飼育教育の向上は比
例するについて。2、ペット同行避難が原則とされて 10 年、本市では何が進みどう進んでい
くかについて。3、市民の生命を守るエアコン対策についてでございます。

まず、大きく 1 項目めです。学校飼育動物、飼育教育については、2015 年第 2 回定例会、
2019 年第 4 回定例会、2020 年第 1 回定例会の一般質問において取り上げていますが、今回は
その進捗状況、今後の展望について質問をいたします。

2019 年 1 月時点で市内 12 市立小学校の飼育動物の頭数について確認していますが、直近
では 2023 年 8 月の時点での飼育頭数について確認させていただきました。以下は約 5 年間に
おける各小学校の頭数の変化であります。一小、ウサギ 2 匹から 1 匹。二小、飼育なしから飼
育なし。三小、ウサギ 1 匹から飼育なし。四小、ウサギ 2 匹から 1 匹。五小、ウサギ 1 匹から
1 匹。大野田小、モルモット 1 匹から飼育なし。境南小、モルモット 1 匹から 2 匹。本宿小、
ウサギ 1 匹から飼育なし。千川小、ウサギ 2 匹から 1 匹。井之頭小、チャボ 2 匹から飼育なし。
関前南小、ウサギ 1 匹、コイ 1 匹からウサギ 1 匹。桜野小、カメ 1 匹からカメ 1 匹とウサギ 1
匹との回答をいただきました。

回答から約 5 年間で、ウサギが 5 匹、モルモットが 1 匹、チャボが 2 匹、コイ 1 匹が減った
ことになります。一方、境南小のモルモット 1 匹から 2 匹と頭数が増えたことは、ウサギやモ
ルモットなど集団で生活する生態の動物を 1 匹だけで飼育することは動物愛護の観点からも正
しい飼い方ではないとの指摘をしていたことから、うれしく思っております。種別が増えたの
は、桜野小のカメ 1 匹からウサギ 1 匹が増えたのみ。現状、飼育動物がいない学校は二小、三
小、大野田小、本宿小、井之頭小の 5 校となっています。そこで、以下伺います。

1、それぞれ飼育頭数が減少した理由について、死亡の場合は死因、病気であれば病名につ
いて、獣医師の見解とともに伺います。また、その他の事由があれば、詳細について伺います。

死因を含め、飼育の記録をつけることは後の改善につながるなど様々な点で必要であると考えますが、各校の飼育記録は誰がどのように担当し、記録の保管はどのように行っているか、伺います。

2、飼育頭数、種別が増えたそれぞれの理由、背景について、詳細を伺います。

3、減少、増加した際の児童への周知や飼育教育への反映について伺います。終生飼育の観点からも、死因を含め、詳細を児童に伝え、飼育の振り返り等の時間を取ることが飼育教育であると考えますが、各校の対応について詳細を伺います。

4、飼育動物がいる学校7校のうち、境南小のモルモット2匹以外の6校ではウサギを飼育しています。ウサギの適正飼育温度は18～25度とされており、30度を超えると、汗腺のない動物は熱中症になる危険性があり、命に関わると言われていています。また、夏場だけでなく、冬場の屋外飼育も適切ではないと言われていています。モルモットも同様に、夏場、冬場の屋外飼育は適切でないため、2019年に頭数の確認をした際に、夏場、冬場の屋内飼育の要望をしました。その後、屋内飼育が進んでいるとの話を伺いますが、飼育場所や飼育環境（ケージの囲いのサイズ、室内温度調節等）について、各校の対応の詳細について、獣医師の見解を含め、伺います。

5、本市の学校飼育動物の位置づけや方針について伺います。学習指導要領では、小学校の生活科で動物飼育に関する規定がありますが、その中では、必ず飼育しなければならないという記載はありません。実際、本市でも現状、飼育動物のいない学校が5校あります。2013年1月20日、NHK政治マガジン特集では、国内の学校飼育動物が減少しているという記事が出ていました。学校飼育動物が減った理由として、鳥インフルエンザの発生で鳥類の飼育が避けられるようになったことや、動物愛護の観点から学校での飼育は適していないという意見が出たこと、動物アレルギーがあって飼育活動に関われない子どもに配慮する例が増えたことなどが挙げられるとのこととあります。そして、記事には、最も大きい理由が、教員の働き方改革とありました。例えば、神戸市教育委員会では、教員の業務量を少しでも減らそうと、3年前に、小・中学校における教育活動等についてという方針をまとめました。学校行事の簡素化や家庭訪問の実施方法の見直しとともに、小学校では動物飼育を段階的に縮小することにした

そうです。その結果、動物を飼う小学校は4割ほど減ったとあります。一方で、永岡文部科学大臣は、昨年12月20日の記者会見で、デジタル化が進展する時代であるからこそ実体験からの学びも必要だ、児童が生き物への親しみを持ち、命の貴さを実感するために、学校における継続的な動物飼育を行うことはやはり意義があると強調しています。このように、本市のみならず、学校飼育動物、飼育教育の状況は全国的に様々であります。学校飼育動物、飼育教育の本市の位置づけや方針について伺います。

6、2020年2月の一般質問において、災害時の飼育動物の扱いについて、何か取決めはあるか、学校の災害マニュアル等に記載がなされているか、伺いました。答弁では、「災害時の飼育動物の扱いは教育委員会としての統一のルールはございませんが、災害マニュアルの中で災害時の飼育動物の管理を事務員の担当業務に位置づけている学校もございます」、「位置づけをしている学校もあるのですが、そうでない学校についても、例えば教室で飼っている場合がありますので、子どもたちとどういうふうにしたらいいかという話をしていくことは有益だと思っていますので、何かの機会を捉えて、そういうことは伝えていきたいと思います」とのことでありました。そこで、現状について再度伺いたいと思います。教育委員会での統一のルールとまではいなくても、各校の災害マニュアルへの位置づけは必要と考えますが、各校の対応について、それぞれ伺います。

7、今後、小学校の建て替え計画が進められていきますが、その際の本市全体の飼育動物への方針について伺います。また、現在、五小と井之頭小の改築について進められていますが、それぞれの改築計画上の飼育動物に関する検討状況について伺います。

次に、大きく2項目め、ペット同行避難が原則とされて10年、本市では何が進み、どう進んでいくかについて伺います。

ペット同行避難については、2011年の東日本大震災を教訓に、環境省は2013年8月、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを発表し、災害時に犬や猫などペットとの同行避難を原則とすることを初めて示しました。それを受けて、ペット同行避難についても様々な機会において質問を続けてまいりました。ペット同行避難という概念がほぼ皆無であった時期から、その意義についての説明から始まり、具体的な避難所の設置や備品の提案等を含め、10年

ほどが経過し、様々具体的な進展があったことを高く評価しております。武蔵野市地域防災計画（令和4年度修正版）では、動物救護本部の設置、負傷した動物の救護、飼い主が分からない動物の保護から譲渡に至るまでの記載がなされたことは大変感慨深いです。今回は、ペット同行避難に関する現在進行している事業と、今後の展望の詳細について、幾つか伺います。

1、ペット同行避難時のケージにおいては、各自が持参することが原則であったところを、着のみ着のままペットを抱えて避難してきた場合を想定し、各避難所にケージを備蓄することを要望してまいりました。そして、ついに、令和5年度事業として、市内全市立小・中学校にケージを備蓄することになった点について、大いに評価しております。その詳細について、以下伺います。1)各校に幾つのケージを用意する予定か、2)用意数の算定根拠、3)ケージのサイズについてお願いします。

2、ペット同行避難が可能なペットの種別の範囲と、範囲選定の理由を伺います。本年5月に開催された井之頭小学校避難所運営協議会の総会において、環境政策課の職員の方にお越しいただき、ペット同行避難訓練の現状についてお話をいただきました。その際に、同行避難が可能なペットの種別の範囲についての質問がありました。同行避難が可能な範囲を市民に周知することは、範囲外のペットを飼っている世帯において、事前の対策につながるため、重要であると考えます。そこで、改めて、同行可能なペットの種類の範囲と、その市民周知について、現状どのように対応しているか、今後していくかについて伺います。

3、ペットの避難場所として、市立小・中学校以外にエコ r eゾートの活用について検討があったと記憶していますが、こういった状況の動物の避難所となるのか、どのような活用がなされる予定なのか、伺います。いつ災害が起こるか分からない状況を考えれば、早急な検討が必要と考えますが、今後のスケジュールについて伺います。

4、ペット同行避難について、市内の日本獣医生命科学大学との連携の話が出ていましたが、その後の進捗状況について伺います。市境にある日本獣医生命科学大学へのペット同行避難への期待は、本市だけでなく、近隣の西東京市や小金井市の動物愛護関連の方々からも寄せられていると聞いています。動物を専門とする方や学生さんたちの協力、他自治体との地域連携という様々な可能性が期待できる取組と考えております。状況を伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、市民の生命を守るエアコン対策について、伺います。

1、2020年第3回定例会一般質問において、家庭用エアコンの設置助成について伺いました。対象別に、生活保護世帯、生活保護ではないが生活困窮世帯、生活困窮ではないが独居高齢者、障害者世帯など配慮の必要な世帯、一般家庭世帯と分けて、それぞれの支援について提案をしましたが、その後、エアコン本体への助成をはじめ、電気代や設置費用等、助成内容の変更等があったか、伺います。質問当時はコロナ禍で外出自粛中という状況を踏まえての支援も求めましたが、現在は物価高に伴う電気料の高騰という新たな事態も生じています。国や都の助成、市の単独助成、それぞれ変更、進展について伺います。

2、高齢者・障害者施設等福祉施設、保育園、学校等子ども施設をはじめとした公共施設の急なエアコン故障対応について伺います。連日の猛暑により、室外機等の故障が相次ぎ、エアコン修理件数が急増しているという報道がありました。件数の急増により、修理待ちの日数も延び、その間の対応に各家庭や施設等で苦戦しているとのことでもあります。私自身も、昨年夏、購入して数年足らずのエアコンが故障し、冷房設定にしても温風が出るという事態が起こり、部品の調達なども重なり、修理を依頼してから10日後にやっと修理が完了したという事態がありました。最初は扇風機やすだれで対応しましたが、室内の広いエリアを網羅する核となるエアコンの故障であったため、1日で無理であると悟り、ビジネスホテルや実家で待機することになりました。待機できる状況であればよいですが、例えば、病院の患者さんや高齢者・障害者施設、保育園など、すぐに対応が難しく、体力が弱い方を預かる施設で同様のことが起きたらどうになってしまうのかとの思いを持ちました。実際に、岐阜市の病院で2018年8月、エアコンが故障した部屋に入院していた80代の患者5人が死亡した事件があったことは記憶に新しくあります。そこで、本市内の高齢者・障害者施設等福祉施設、保育園、学校等子ども施設をはじめとした公共施設の急なエアコン故障時の対応についてはどのような取決めとなっているのか、伺います。定期的な設備点検は行っていると思いますが、定期点検を行っていても急な事故は起こるということを想定しての対策について伺います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市 長（松下玲子君）

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをしてまいります。

まず、2項目めの1の1についてです。各校にケージを3台ずつ用意いたします。

1の2についてです。同行避難をする場合は、飼い主がケージを用意することを大原則としていますが、また、各避難所における備蓄品の保管場所の空き状況も限られていることから、収納可能な、各校3台ずつといたしました。

1の3についてです。ケージのサイズは、Lサイズは55センチ掛ける74センチ掛ける65センチ、Mサイズは44センチ掛ける60センチ掛ける54センチで、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部からのアドバイスを得て選定を行いました。

次に、2項目めの2についてです。本年7月にペット同行避難マニュアルを策定し、その中で、同行避難が可能なペットの種別の範囲は避難所で適切に飼育及び管理することができる犬、猫及びケージに入れて飼育管理できる小動物としています。受入れ範囲を制限した理由については、飼い主にとってペットは家族同然の大切な存在である一方、人に害を与えるおそれのある特定動物や家畜、大型動物等の、避難所で適切に飼育管理することが難しい動物を受け入れてしまうと、避難所の混乱や避難者の負担の増大につながるためであります。市民周知といたしましては、ペット同行避難マニュアルを策定後、各避難所ごとの避難所運営関係組織情報交換会においてマニュアルを配布し、受入れ対象動物を含め、説明を行いました。また、現在、ペットの防災対策について分かりやすくまとめた市民向けのブックレットを作成中であり、完成後は市ホームページに掲載するほか、公共施設や協力いただける市内の動物病院等に配布する予定です。このほか、今後は啓発動画の作成や狂犬病予防注射接種の案内時にリーフレットを配布するなど、積極的に市民周知を行っていきたいと考えております。

2項目めの3についてです。災害時におけるエコ r eゾートの活用については、ペットの避難場所としてではなく、動物救援本部として活用する予定です。令和4年度に策定した武蔵野市地域防災計画では、市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救援本部をエコ r eゾートに設置し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施するとしています。災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまう

ことが想定されるため、負傷動物を発見した場合は速やかに保護、収容を行う必要があるほか、放浪動物についても、人への危害を防止する観点から、一時保護は必要です。そのため、市は、東京都や東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体と連携し、動物の保護から飼い主への返還までの機能を担うことを目的とし、エコリゾートへの動物救援本部の設置を想定しています。本年8月には、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と締結した、災害時における動物救護活動に関する協定書に基づき、動物救護等活動マニュアルを作成しました。今後は、発災時に即応できるような体制を整えるため、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部等の関係機関と協力し、動物救護活動等に対する知見を深め、より実効性の高いものとなるようにマニュアルのブラッシュアップを図っていく予定でございます。

次に、2項目めの4についてです。日本獣医生命科学大学については、ペット同行避難の受入れではありませんが、災害時における被災動物の救護活動等への協力を目的とした協定の締結を依頼したものでありますが、令和4年6月に大学側より、現時点では協定の締結は難しいとの回答をいただいているところでございます。

続きまして、3項目めの質問の1についてです。生活保護制度については、国制度であり、エアコンにかかる電気代などを念頭に、夏季加算を認めるよう市長会を通じて要望していますが、実現していません。独居高齢者や障害者世帯に対するエアコンに関する補助等で、新設、変更したものはございません。エネルギー、食料品等の価格高騰に対する対応としては、国の給付金として、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯等に対して、令和4年度に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯5万円、現在、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として1世帯3万円の給付を行っております。

3項目めの2についてです。高齢者・障害者等福祉施設、保育園、学校をはじめとする公共施設では、主に冷暖房の切替え時期に空調設備機器の点検、調整を行っており、指摘事項があった場合は速やかに修繕工事を実施し、設備機器の維持管理に努めています。また、本市では、予防保全の考えを基本として公共施設の保全整備を行っており、計画的に設備の更新工事を実施しております。なお、仮に故障が発生した場合は、影響の出ていない部屋またはフロアへの移動、扇風機やスポットクーラー等による対応、施設間の連携などの対応を想定しております。

他の質問については教育長からお答えをいたします。

○教育長（竹内道則君）

私からは、大きい御質問の1から順次お答えいたします。

まず、飼育頭数が減少した理由、死因及び飼育の記録についてですが、当時の状況が分かる教員がいないなどの理由で、全校に確認できたわけではございませんが、老衰による死亡などが理由と聞いております。飼育動物が死亡した際には、学校が、市と獣医師会との委託契約に基づき、獣医師に連絡を取り、死亡原因を確認し、その後の対応をいたします。教育委員会が確認できている範囲では、老衰以外には原因不明の突然死があったことが分かっております。飼育記録については、教育委員会が指定した書式はございません。各学校では、児童が中心となって運営する飼育委員会などで記録をした後、担当教員が確認し、病気、けがなど、必要があれば獣医師に相談するなど取り組んでおります。

次に、飼育頭数、別種が増えた理由、背景についてですが、一例として、1年生が生活科の学習を進める中で、学校で飼育しているモルモットとは別に自分たちのモルモットが飼いたいと考え、これは校長先生に何回か相談したようですが、新たに飼育が始まった例、これは境南小です。それから、それまで飼育していたウサギが死亡したため、ウサギの里親団体に依頼をして、新しくウサギを飼育し始めたといった事例、これは桜野小ですが、そういったものを聞いております。

減少、増加した際の児童への周知や死因を含めた詳細を児童に伝えるといった、蔵野議員がおっしゃるような飼育教育への反映についての御質問です。例えば、飼育動物が増えた際には、全校児童から名前を募集するなど、子どもたちが親しみを持って接することができるような取組があったと伺っております。逆に、死亡等により飼育動物が減った場合ですが、慣れ親しみ触れ合ってきた生き物の死を伝えることは命の大切さを教える上での意義があると考えますが、その詳細を伝えるかどうかは児童の発達段階やそれまでの関わり方を考慮する必要があるとありますが、各校では児童の実態に応じて取り組んでおります。

次に、飼育場所や飼育環境についてですが、蔵野議員がお尋ねのケージや囲いのサイズ、室内温度調整等については、教育委員会では把握しておりません。ただし、各校では、必要に応じて獣医師から飼育動物それぞれの状態に合った飼育方法を伺っていると把握をしております。教育委員会では、東京都獣医師会と先ほど申し上げた委託契約を締結しており、学校は獣医師による年2回の訪問にて助言を受

けております。例えば、夏休みなど、夏の気温が高い時期には校内で飼育する、エアコンなどを用いて温度調整し適温を保つ、人の目が届くような環境で飼育するなどの工夫を聞いております。具体的には、夏場、冬場とも、校舎内での飼育をしているところが5校、屋外での飼育を行っているところが2校と聞いております。いずれもそれぞれの学校で獣医師に御相談をして、学校の校舎などの環境が異なりますので、その上での判断で行っているものと認識しております。

次に、学校飼育動物の本市の位置づけや方針についての御質問ですが、小学校学習指導要領の生活科の学習内容には、動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、生き物への親しみを持ち、大切にするとあります。また、小学校低学年で使用する生活科の教科書においては、モルモットなどの動物だけでなく、ダンゴムシ、バッタといった昆虫の飼育方法や、アサガオをはじめとした植物の栽培が掲載されております。蔵野議員が御紹介の動物の飼育をはじめ、こうした多様な生き物との触れ合いの中で、生き物への親しみ、生命を大切にしようとする態度を養うことが、本市が進める多様性の理解や命を大切にする教育活動の推進の一助となると考えております。

災害時における飼育動物の取扱いに関する御質問です。災害時には子どもの安全確保が最優先ですが、学校で飼っている飼育動物については、飼育担当の教員や用務員など教職員が管理職と相談しながら対応するのが適切であると考えております。校内であらかじめそのように取り決めている学校や、防災計画に定めている学校もございます。

そして、飼育動物に関する市の方針及び状況についての御質問ですが、学校施設整備基本計画の標準仕様にその方針は記載をしておりますが、改築を行う各校の改築懇談会において、各校の状況を踏まえ、設置について検討してまいります。

以上でございます。

○15番（蔵野恵美子君）

では、再質問いたします。

まず、学校の飼育動物についてです。この5年の間に多くの学校でウサギやモルモットを屋内で飼育するように改善されている。このことは大きく評価したいと思います。今、小型犬などもそうですけれども、屋内飼育が基本と言われています。ただ、申し上げておきたいことは、

専属の獣医師さんがずっといたわけですね。それで、何でもっと早い時期から屋内飼育がなされていなかったのかなと思うのです。獣医師さんからどういう助言があったのかというのは分かりませんが、ここ数年でそういった動物愛護に関する世論が高まってきた状況になって動き出しているのかなという感がどうしても否めないということは申し上げておきたいと思います。さらに、死因に関しては、分かる教員がいないので把握されていない学校もあるということなのですから、そこはしっかり記録をしておいていただきたいと思います。そして、児童のほうには周知されているということですが、そういった一連のきちんとした終生飼育というのですか、そこら辺はやはり意識して取り組んでいただきたいと思います。申し上げておきたいと思います。要望です。

いずれにしても、猛暑の時期、また、冬の寒い時期に屋内飼育がなされることになったということは大変喜ばしいことなのですが、やはり心配なのは、皆さんから聞くのは、では、どのような状態で室内飼育をされているのか、狭いケージにただ入れているだけなのではないかとか、そういった質問をいただきます。獣医師さんの見解等もある程度入れながら適切な環境でされているというような答弁であったのですが、ただ、今回この質問でそういったことを調べていただいたようですが、教育委員会では把握していないということなので、これは定期的に一応把握はしていただきたいと思います。特にこれから学校の改築だとかいろいろな動きがある中で、プレハブになったりとかそういうこともあるかと思います。そういう中で、飼育動物がどういった扱いになっていくのかというのは、意外と、今、動物愛護団体とかではなくて一般の市民の方も関心を持っているということは申し上げておきたいのですが、その辺について御意見をいただきたいと思います。

それと、学校の建て替えに関しては、懇談会で飼育動物をどうするかというのを検討していくということなのですが、一応質問では、今、改築が進んでいる五小と井之頭小はどうですかという質問をしているのですが、その小学校ではどういった意見が出ているのかということをお伺いしたいと思います。私は、飼育教育の方向性がある程度決まらないと、それなりのスペースだとか、どういった動物を飼うのかということにもよって、やはり新しい校舎の計画に反映させないといけないのではないかと思います。そこら辺はどうなのでしょう。あ

る程度余裕を持って造っておいて、飼育するにせよ、しないにせよ、どちらに転んでもいいというようなお考えでいるのか、もう少しそこら辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

○教育長（竹内道則君）

各学校の屋内での飼育状況についてですが、ほぼウサギですので、ウサギの場合はかなりストレスに影響を受けるといいますか、そういった要素もありますので、各学校ごとに担当の獣医師さんと相談して、適切な環境の中で飼われていると思います。それを教育委員会で点検、把握をするべきかどうかというのは、学校が管理する対象というのは、飼育動物に限らず、かなり広範になりますので、それを学校の負担がかかる形でどう点検、把握するかについては研究してまいりたいと思いますが、少なくとも学校で適切に飼育ができるような環境、あるいはそういった獣医師の協力を得られるような契約を行うなど、そういった支援は今後とも引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、学校施設において飼育の環境をどう考えるかというのは、基本的に学校がどのような動物をどういうふうな子どもたちの教育活動の中で行うのかというのは教育課程に属することですので、基本的には学校の判断になると思います。限られた校地ですので、その中で、遊具の配置であるとか、あるいはそういった飼育小屋をどういうふうに配置するかというのは、場合によっては両立がし得ないこともございますので、その都度、学校改築の懇談会の中で検討していくということになると思います。

申し訳ございません。井之頭小学校と第五小学校についての意見の状況については、現在、私のほうでは把握をしておりません。

○15番（蔵野恵美子君）

五小と井之頭小のほうは把握していないということだけど、一応これは通告書に入っていますので、調べていただきたかったなと思います。分かりました。ただ、後で伺います。

もちろん学校のほうで適切にやったださっていると思いますけど、そういったことも含めて、一定程度はやはり教育委員会でも、毎回ずっと見ていろというわけではないですけど、今

回なんかはこういった学校の建て替えもあることですから、そういったところは節目には注目はしていただきたいと思っています。要望にしておきますけれども、よろしくお願いいたします。

一番申し上げたいことは、飼育するべきか、しないべきかという議論よりも、私は中途半端な飼育というのは、動物にとっても、正しい飼育教育が受けられない児童にとっても、不幸な結果になると思っています。そういう認識を持っていただきたいなと思っています。以前に、立教女学院小学校の動物介在教育の取組について紹介させていただきましたけれども、あそこまでできることはもちろん理想ではありますが、まずは適切な飼育環境を維持しながら終生飼育が可能であれば飼育する、できないなら飼育せずに別の方法で飼育教育をしていくことが好ましいと考えますけれども、その辺について、教育長のお考えを伺いたいと思います。

続きまして、同行避難について伺いたいと思います。先ほどの飼育教育とも関連するのですが、どのようなペットの避難所を設置するか、どの程度の頭数分のスペースが必要かによって新校舎の計画に影響してくると思いますけれども、ペットの避難所は小学校だけではなくて中学校にも設置されるので中学校の改築の計画にも関係してくるわけですが、一中、五中の建て替えが進んでいる中で、計画にはどのように反映されているのか、伺いたいと思います。

続いて、ケージのサイズについてです。獣医師さんの意見を伺って、3台用意しているということですが、数字の算定根拠というのは確かになかなか難しいであろうとは思いますが、飼育頭数というのはある程度市内で把握しているわけで、人間の避難予測というのは人数は出ているわけです。だから、そういった若干根拠に基づいた数が欲しかったなと思いますけれども、そこら辺は研究していただきたいと思いますが、サイズについては、どのくらいのサイズの動物がそこに入るかにもよるのですけれども、2021年6月に動物愛護管理法の改正でペットショップのケージの数字規制がなされましたので、そこを少し参考にはしていただきたいと思っています。主な数値規制の内容は、寝床や休息場所となるケージの大きさは縦（体長の2倍）掛ける横（体長の1.5倍）掛ける高さ（体高の2倍）となっています。これを受けて、2020年12月の一般質問において、ペットの避難所のケージのサイズについて以下のように質問しています。今回の数値規制の中で、ケージの大きさや運動スペース、時間の確保に関し

では、ペットショップだけでなく、ペット同行避難時に設置するケージや避難が長引いた際の飼育対応にも大いに参考にすべき内容と考えますが、見解を伺いますと質問いたしました。この質問に対して、以下の趣旨の答弁がありました。今回の動物愛護法改正の内容は通常時の動物取扱事業者に適用される内容であるため、災害時の対応とは区別して考える必要があると考えますが、避難が長期化した場合、ペットのストレスの増大など健康管理の視点とともに留意していく必要があります。災害時の避難所におけるペットスペースの十分な確保の課題もありますが、改正動物愛護法の内容を参考にして、避難所におけるペット飼養の長期化対応については、関係機関と連携し、研究を進めていきたいと考えますというやり取りがありました。ぜひ、避難が長期化した場合を想定した環境の想定、ケージ等備品の備蓄の検討を申し上げておきたいのですが、見解を伺いたいと思います。

続いて、もう1点。先ほど、同行避難するペットの範囲についてお答えいただきました。犬、猫というのは一般的に皆さんも周知されているかなと思うのですが、ケージに入る小動物です。この範囲が意外と人によって見解が分かれるのではないかなと思っています。分からないけど、ヘビとかはケージに入りますから、そこら辺の詳細の周知がやはり大事なのではないかと思っている質問ですので、そこら辺はどう範囲選定をしているのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○市 長（松下玲子君）

私からは、避難が長期化した場合の対応についての御質問と、ケージに入れて飼育管理できる小動物についてお答えをしたいと思います。

この間、コロナ禍を踏まえて、避難の在り方というものも変更がございます。武蔵野市としては、建物の倒壊のおそれがなかったり、河川の氾濫等による影響がないなどの場合においては、御自宅が安全な場合は在宅避難を原則として推奨しております。コロナ禍の対応を踏まえて方針を定めておりますので、そこも前提としてお考えいただきたいと思います。その上で、避難所における避難の長期化の際には、まず初動に必要な部分という意味もあり、各校にケージを備えることとしておりますが、その後、避難が長期化した場合には途中において資材を投

入するなど、契約を結んで災害時等での協力体制を取っている事業所や、また、友好都市等のお力も借りながら長期化には対応していきたいと思っておりますので、長期化に備えたケージは当初からの予定ではございません。

そして、ケージに入れて飼育できる小動物というのは、例といたしましては、ウサギ、小鳥、ハムスター、モルモット、チンチラ等を考えております。

以上です。

○教育長（竹内道則君）

飼育教育についての考えをという再質問ですが、仮に動物を飼えなかったとしても、先ほどちょっと御紹介した1年生の生活科の中で、学習指導要領の記載として、自分と身近な動物や植物などの自然との関わりに関心を持ち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにする、そういった範囲も示されておりますので、そういったことであるとか、あるいは道徳の教科の中でも、1年生から6年生まで、身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する、生きることを喜び、生命を大切にする心を持つ、そういったことも行われていますので、飼育動物もやはり適切な環境で飼育するということが大事だと思いますので、その環境の中で、飼えない場合にもこういった教科の中で学校教育の教育活動として取組を行っていくことはできると考えております。

○15番（蔵野恵美子君）

分かりました。同行避難が可能な小動物に関しては、何となく分かりました。それをそういう範囲に限定したという、ある程度の考え方の根拠というのは、これからそういった様々なマニュアルを一緒に作る中で同時に載せていただくと、それ以外の動物に関してもちょっと当てはめて考えることができるのかなと思いますので、そこはお願いしたいなと思います。

それと、やはり飼育動物に関しては状況によって色々飼えない場合も出てくると思います。そこを、絶対飼わなければいけないという決まりはないので、状況に応じて適切な飼育ができるのであればやるというような方向で私としてはお願いしたいなと思っておりますので、先ほどそういったニュアンスの御

答弁だったので、よかったと思います。命を預かる責任ということはやはりありますから、何でもかんでも飼えばいいというわけではないということは申し上げておきたいと思います。

それから、同行避難についてなのですが、これからの取組としては、先ほどケージのサイズとか細かいことをいろいろ申しましたけど、そういった避難所の詳細を詰めていながら、一方で、防災計画にあるような動物救護本部の設置とか、飼い主が分からない動物の保護から譲渡に至るまで。譲渡に至るまでと書いているのはすごいなと思います。先を見て、そういったふうに計画を載せているのは大変すばらしいと思いますが、そういった体制をどうつくっていくか、そのオペレーションをどうつくっていくかということがこれから避難所の詳細とともにやはり進めていくことなのだろうなというふうに思います。防災計画にあるような体制が実現することは、本当に様々な方の力が必要なのではないかと思っています。地域の獣医師さんとか動物関連団体や市民の皆様、譲渡先までとなると他自治体との協力連携も必要になってくると思います。エコリゾートという、いい場所というか、芝生もあって適切な場所も幸いありますので、そういった地域資源をいかに統合してオペレーション体制をつくっていくかということをぜひ期待したいと思います。

獣医大に関しては、大変残念ですが、相手のあることだから難しいと思いますが、割と近隣の小金井とか西東京も注目しているということがいろいろ話をして分かってきて、これが実現できれば本当はそういった他自治体との連携とか学生さんたちの若い力とか、そういったのも交えてのすごくいい姿がつかれるのではないかなと思っていたので、まだ諦めずに、注目はしていただきたいというふうに思っています。御意見をいただければと思います。

それと、エアコンについてなのですが、どこまで支援していいかというのはなかなか難しいところだと思うのです。ただ、エアコンというものの位置づけが少し前とは随分変わってきていると思うのです。もう生活必需品というか、ぜいたく品でもないし、資産とかそういうものでもない。個人の資産という感じでもなくて、本当に生きるのに必要最低限なものだというふうな位置づけになっていると思うのです。こういったエアコンの故障というのは、エアコンがなかったり、故障というのは事故とか災害と言っても言い過ぎではないと思います。まずそういった意識を持って対策を立てていただきたいと思っています。電気代の物価高騰によった電気代の補助はあるけれども、そのほかはあまり進んでいないということなのですが、そこはもう少し踏み込んで考えていただきたいと思っています。例え

ば、公共施設だけではなくて、配慮が必要な世帯のエアコンの使用状況も、生活保護世帯ではあるかないかというのはチェック項目になっているようですけれども、配慮が必要な世帯だとか生活困窮世帯のある程度の確認事項の項目にしていadakいたいということは思っていますけれども、そこら辺はどうなのでしょう。御意見を伺いたと思います。

そして、具体的な支援がないのならちょっとあれなんですけど、こういった支援をしていますというのは、夏に入る前に市報に割と大きくエアコンの支援については載せていただくといいのかなというふうに思っていますけれども、そういった周知の工夫もお願いしたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。お願いいたします。

○市 長（松下玲子君）

日本獣医生命科学大学との災害時における被災動物の救護活動等への協力を目的とした協定の締結に関しては、私自身も、現時点では協定の締結は難しいとの回答ですので、先方も御検討いただいていたと思うのですが、コロナ禍で、学生さん以外の外部の方を校内に入れるということへの対応について非常に変わってきたのかなというふうに思っております。キャンパス内に全く学生さんとは違う方が入ることへの、コロナ禍を踏まえた様々な御検討の現時点での結果だというふうに思っておりますので、今後も継続して、何か取り組めることはできないかということを決めずに考えていきたいなというふうに思っています。

そして、エアコンに関してです。様々、周知という意味では、やはり今年の夏の暑さというのはまさに災害級とも言われています。気象庁でも、8月の暑さが観測史上、最も暑いというふうに言われていて、熱中症への警戒というのが、これは本当に大きな課題だと思っています。実際に、市としても、民生委員さんやケアマネジャーが、気になる高齢者等に熱中症予防シートというものを配布しています。この中では、エアコンや扇風機の利用などについても推奨しているところでございますので、そうした取組を行いつつ、また、実際にはエアコンの購入費等がなかなか難しいという方には、武蔵野市民社会福祉協議会が窓口ではありますが、生活福祉資金の貸付制度というものもございますので、こちらを御活用いただいて購入費用に充てていただきたいということを取り組んでいるところでございます。

以上です。

○15番（蔵野恵美子君）

分かりました。ぜひエアコンの周知というのは割と派手に、エアコンという項目があってもいいのではないかと考えています。やはり福祉協議会のそういった支援金というものも、知らない方は知らないでしょうし、何か学資保険的なイメージを持たれている方も結構多いので、エアコンなんかに適用できるのだよというようなことも含めて周知をお願いしたいと思います。

それと、公共施設の定期的なエアコン点検はもちろんされているということで、急な故障の際もそういった避難の対策というのは考えているということですので、大丈夫だと思うのですが、けれども、あまり起こらないことなので、不意に起こると、どうしていいかわからないとか、そういったことがあると思うので、これはもう災害、事故だという位置づけで、防災・災害マニュアルみたいなものに載せてもいいぐらいな事態だと思います。提携先の修理屋さんも、救急車のようにすぐに来てくれるように、ぜひお願いというか、提携もしておいていただきたいと思います。件数が何しろ増えていて、一般の家庭では本当に大変なことが起こっているようなので、特に弱い方がいる公共施設に関しては、特にそこら辺は意識をして対策を十分に立てていただきたいと思います。

以上、要望です。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>